

政治資金収支報告書等の提出期限の延長について（ご案内）

令和8年2月8日に衆議院議員総選挙が執行される予定です。

これに伴い、政治資金規正法第12条第1項に基づき、令和7年分の政治資金収支報告書の提出期限が1か月延長されますので、お知らせします。

記

1 提出期限

（1）国会議員関係政治団体以外の政治団体

令和8年3月31日（火）から 令和8年4月30日（木） に延長

（2）国会議員関係政治団体

令和8年6月1日（月）から 令和8年6月30日（火） に延長

2 持参の場合の受付場所

| 持参の時期 | 受付会場 |
|--------------|---|
| 3月25日まで | 大阪府庁本館5階 大阪府選挙管理委員会事務局 |
| 3月26日から31日まで | 大阪府庁本館5階 議会特別会議室（大） |
| 4月1日以降 | 大阪府庁本館5階 大阪府選挙管理委員会事務局 ※4月下旬は受付会場を別途設置する場合があります。 (時期・場所は、確定次第ホームページでお知らせします。) |

※ 政党交付金使途等報告書の提出期限（政党支部から本部への提出期限）も1か月延長されています（政党助成法第17条）。